

## 火災等による開、閉栓手数料の減免基準

### (目的)

第1条 水道使用者が火災等により甚大な被害を被った場合の開、閉栓手数料について、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）第36条に基づく減免基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準における火災等とは、火災（消火活動による浸水も含む）、水害（床上、床下浸水を含む）、土砂崩れ、地震（津波を含む）、突風（竜巻を含む）、その他甚大な被害の発生する災害をいうものとする。

### (申請)

第3条 水道課長は、火災等を原因として生じる開、閉栓手数料について次の各号のいずれかに該当する場合は減免するものとする。

(1) 水道使用者が、手数料減免申請書（以下「申請書」という）に罹災証明書を添えて申請した場合。ただし、罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、罹災証明書は発行され次第提出するものとする。

(2) 蒲郡市消防本部から送付される火災被害状況報告書で被害状況が確認できる場合。

2 水道使用者は火災等の被災者であるため、被災後1ヶ月以内に申請書を提出すれば、事後申請も認めるものとする。

### (適用期間及び回数)

第4条 開、閉栓手数料を減免するのは、被災後1ヶ月以内に行う開栓及び閉栓とし、それぞれ1回を限度とする。

### (その他)

第5条 この基準は、通常起こりうる災害を想定して定めており、大規模災害の場合はその都度規模及び期間を判断するものとする。

### 附 則

1 この基準は、平成14年3月1日から施行する。

### 附 則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。